

水道事業の広域連携の推進

令和5年3月14日（火）

厚生労働省 水道課

水道計画指導室長

東 利博

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

広域化から広域連携へ

- ・「広域化」の必要性は、水道分野でも20年以上前から言及
- ・今後の人口減少の進行、水の供給過剰により、現状の各市町村単位の水道事業のままでは、経営が厳しくなる見込み



改正水道法に示された基盤強化の3本柱

①適切な資産管理

収支の見通しの作成及び公表を通じ、水道施設の計画的な更新や耐震化等を進める。

②広域連携

人材の確保や経営面でのスケールメリットを活かした市町村の区域を越えた広域的な水道事業間の連携を推進する。

③官民連携

民間事業者の技術力や経営に関する知識を活用できる官民連携を推進する。

- ・なお、「広域化」は、施設の統廃合など**ハード連携**のイメージが強いことから、最近では管理の共同化など**ソフト連携**も含め「広域連携」との言葉も併用

広域連携の形態

広域連携の形態		内容	事例
ハード連携	事業統合	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>経営主体も事業も一つに統合された形態</u> (水道法の事業認可、組織、料金体系、管理が一体化されている) 	香川県広域水道企業団 (香川県及び県下8市8町の水道事業を統合：H30.4～)
	経営の一体化	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>経営主体は同一だが、水道法の認可上、事業は別形態</u> (組織、管理が一体化されている。事業認可及び料金体系は異なる) 	大阪広域水道企業団 (大阪広域水道企業団が13市町村の水道事業を経営：H29.4～順次拡大)
ソフト連携	業務の共同化	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>維持管理の共同実施・共同委託</u>(水質検査や施設管理等) ・ <u>総務系事務の共同実施、共同委託</u> 	神奈川県内5水道事業者 (神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団の水源水質検査業務を一元化：H27.4～)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>水道施設の共同設置・共用</u> (取水場、浄水場、水質試験センターなど) ・ 緊急時連絡管の接続 	熊本県荒尾市と福岡県大牟田市 (共同で浄水場を建設：H24.4～)
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の相互応援体制の整備、資材の共同整備等 	多数

水道広域化の類型化

	垂直統合型	水平統合型	弱者救済型
形態※	水道用水供給事業と受水末端水道事業の統合	複数の末端水道事業による統合	中核都市による周辺小規模事業者の吸収統合
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 既に施設が繋がっているため、施設の統廃合を行いやすい <u>浄水場等の廃止によるダウンサイジングが可能</u> 水源から蛇口までを一元的に管理ができ安全度が向上 	<ul style="list-style-type: none"> 経営資源を共有化できる <u>スケールメリットを生かし、効率的な事業運営が図れる</u> 	<p>(中核都市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>中核都市による地域貢献</u> <p>(小規模事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業基盤が安定
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 用水供給側と受水末端側の利害調整が難しく、<u>トップによる決断が必要</u> 特に水道料金統一に関しては調整が特に難しい 	<ul style="list-style-type: none"> 地理的条件から施設統廃合ができない場合に、統合によるメリットは少なくなる 水道料金統一に関して調整が難しい 	<p>(中核都市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中核都市に負担が増すことにより、市民への理解をどう得るか
事例	<ul style="list-style-type: none"> 香川広域水道企業団 大阪広域水道企業団 など 	<ul style="list-style-type: none"> 秩父広域市町村組合 群馬東部水道企業団 (官民連携も同時) など 	<ul style="list-style-type: none"> 北九州市と周辺市町との事業統合

近年における広域連携の実施例

統合年次	事業体名	計画給水人口	内容	検討開始から統合実現までに要した年数
平成26年4月	岩手中部水道企業団	221,630人	岩手県中部地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（2市1町）が事業統合	12年2ヶ月
平成28年4月	秩父広域市町村圏組合	111,211人	埼玉県秩父地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者（1市4町）が事業統合	7年5ヶ月
平成28年4月	群馬東部水道企業団	444,000人	群馬県東部地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者（3市5町）が事業統合	7年
平成29年4月 平成31年4月 令和3年4月	大阪広域水道企業団	444,200人 ※5市7町1村の 計画給水人口の合計	大阪府域一水道を目指し、経営統合を拡大中 用水供給事業者（1企業団）が平成29年4月に1市1町1村、平成31年4月に2市4町、令和3年4月に2市2町と経営の一体化	3年7ヶ月 ※最初の統合まで
平成30年4月	香川県広域水道企業団	約970,000人	香川県内の水道事業を一元化するため、香川県と県内の水道事業者（8市8町）が事業統合	10年
平成31年4月	かずさ水道広域連合企業団	321,500人	千葉県君津地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（4市）が事業統合	12年2ヶ月
平成31年4月	田川広域水道企業団	94,150人 ※1市3町の 計画給水人口の合計	福岡県田川地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（1市3町）が経営の一体化	10年8ヶ月
令和2年4月	佐賀西部広域水道企業団	154,600人	佐賀西部地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（3市3町1企業団）が事業統合	12年2ヶ月
令和2年4月	群馬東部水道企業団	454,000人	群馬県東部地域の水道事業一元化の次のステップとして、用水供給事業者（1企業局の2事業）と受水事業者（1企業団）が事業統合	4年
令和4年4月	磯城郡水道企業団	45,600人	奈良県磯城郡の複数の水道事業者（3町）が経営の一体化	7年9ヶ月
令和5年4月 (予定)	広島県水道広域連合企業団	592,424人 ※9市5町の 計画給水人口の合計 (令和3年3月時点)	広島県内の用水供給事業者（広島県）と水道事業者（9市5町）が経営の一体化	6年6ヶ月

都道府県レベルの広域化の事例

以上のように、全国で進められている広域化には色々なパターンがある。都道府県で策定中の広域化推進プランは、各県の経緯・事情も踏まえて実現可能な計画として策定されることとなる。プラン策定に先だって各県で動きのある事例を下記に示す。

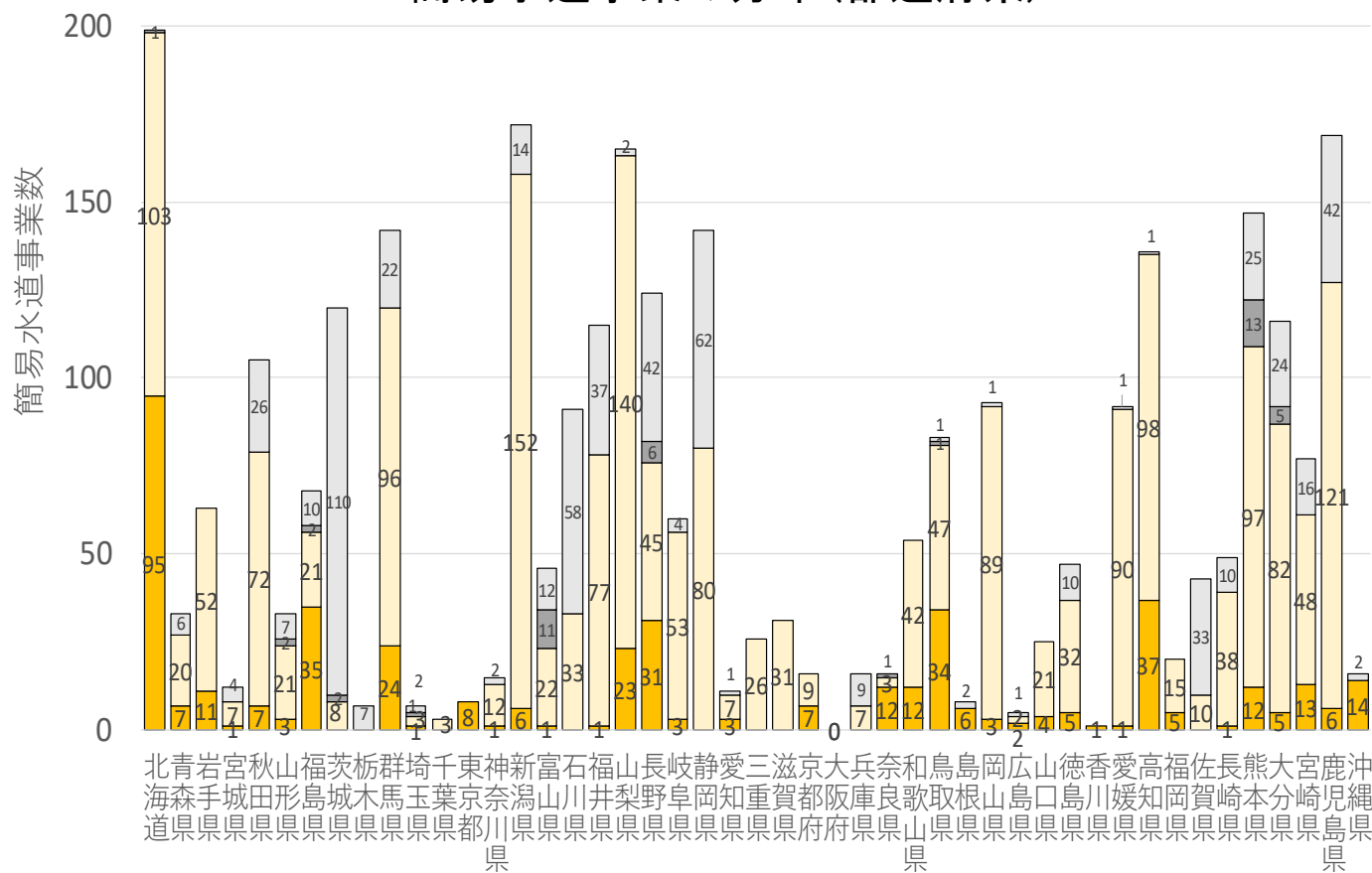
事業者	類型	特徴等
東京都	垂直統合	統合がほぼ完成（島嶼部及び武蔵野市、羽村市、昭島市、檜原村は統合せず）。30年近くもかかった。
神奈川県	ソフト連携	川崎市、横浜市、横須賀市、神奈川県営はそれぞれ内部で効率化。水質検査などでソフト連携を実施。
大阪広域	垂直統合	徐々に垂直統合を拡大中。水道料金は統合しない「経営の一体化」を目指している。
香川県	垂直統合	香川用水を核にして、県内の水道事業の統合が完成。
広島県	水平・垂直統合	広域連合企業団が発足。令和5年4月から事業開始。
奈良県	垂直統合を検討	北部の都市部について基本協定が締結（奈良市・葛城市は不参加）。令和7年度からの統合を目指す

簡易水道事業の分布（都道府県）

これまで簡易水道事業の統合促進が図られてきたが、都道府県によって事業数や経営形態などに大きな差がある状況。

今後も引き続き、市町村内での統合を進め、市町村間の広域連携を進みやすくすべき。

簡易水道事業の分布（都道府県）



経営別簡易水道事業数の全国集計

	全国の事業数
簡易水道（公営（注1））	441
簡易水道（公営（注2））	1,935
簡易水道（民営・組合営（注1））	45
簡易水道（民営・組合営（注2））	606
合計	3,027

（注1）給水人口5,000人以下の市町村における簡易水道
（注2）給水人口5,001人以上の市町村における簡易水道

まとめ（広域連携を推進するにあたって）

全国的に人口の減少・水道施設の老朽化が進行。ヒト・モノ・カネの不足

➡ 水道の基盤強化が急務

基盤強化の3方策 ①広域連携の推進
②官民連携の推進
③適切な資産管理（アセットマネジメント） を組み合わせ

なかでも①広域連携の推進はスケールメリットを出す上で非常に効果的。
各都道府県で「広域化推進プラン」を令和4年度内に策定予定。

ただし「広域化推進プラン」はあくまでプランであり、実際に広域化を進めるためには、各市町村の首長・議会の理解が不可欠。

まずは県・市町村の担当レベルの共通理解 ➡ 首長・議会レベルの共通理解

時間はかかるが、できる連携から進めていけば良い。
市町村間の広域連携をスムーズに進めるため、簡易水道については市町村内の統合（広域連携）が必要（経営の一体化などで良い）。